

## アウトオブシーズンにおける合同練習について

- (1). 当該都道府県内の高等学校で、予め当該学校長の承認を得た上、所属連盟に届け出て許可を得た2校間に限る。なお、許可申請は他校の練習に参加する高等学校が所属連盟に申請手続きを行い、許可されたときはその旨相手校にも伝達をすること。なお都道府県境地域で、隣接市町村の学校との合同練習は例外として許可する。
  
- (2). 合同練習が許可される要件は次の通りとする。ただし、合同練習では試合および試合形式（シートバッティングを含む）はできない。
  - ① 自校にグラウンドが事情により使用できないもの。
  - ② どちらか一方の部員数が15人程度以下で、十分な練習ができないもの。
  - ③ その他合同練習を行うのに相当な事情があるもの。
  - ④ 前記①～③の要件以外での合同練習は、土日祝などの休日および冬期休業中に5回（いずれの学校とも）まで行えることとする。この合同練習も前項同様予め所属連盟に届け出て許可を得ることとする。

## 対外試合規定

1. 全日本大学野球連盟傘下のチーム相互間の試合
  - ・当該学校の責任の下に行う。

(但し、帯同試合については各地区大学野球連盟、全日本大学野球連盟を通じて日本学生野球協会の承認を得なければならない)
2. 日本高等学校野球連盟傘下チームの相互間の試合
  - ※同一都道府県内の試合
    - ・当該学校長の責任の下に行う。
  - ※都道府県を異にする試合
    - ・それぞれの関係都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。

(但し、帯同試合は高等学校の場合禁止されている)
3. 全日本大学野球連盟傘下のチームと日本高等学校野球連盟傘下のチームの試合。
  - ・それぞれの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。
4. 日本野球連盟（社会人）傘下のチームとの試合
  - ・大学チーム及び高等学校チームの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟の承認を得て行う。
5. 未加盟の野球チームとの試合（在日国際学校や任意のクラブチーム等）
  - ・大学チーム及び高等学校チームの加盟する各地区大学野球連盟及び都道府県高等学校野球連盟を通じて全日本大学野球連盟及び日本高等学校野球連盟の承認を得なければならない。

### 3都道府県が関係する試合開催について

これまで、いわゆる帯同試合を興行的な弊害があるとして禁止してきたが、次の基準を定めた上で加盟校間の交流と技術向上を図るため、平成8年度のシーズンインから許可する。

- ① 予め定められた都道府県外の試合開催手続きを行うこと
- ② 有料試合でないもの
- ③ 主催は当該高等学校または都道府県連盟に限り、当該校、所属連盟以外の団体を共催、後援などに加えることはできない。
- ④ 連続した日程での三都道府県にまたがる試合は、2日以内とする。また順位を争う大会とすることはできない。
- ⑤ 当日3校以上の高等学校が参加してもよいが、その場合、関係する高等学校は三都道府県以内とすること。

#### [良い例]

##### ① 大阪・A1校グラウンドで開催

<第1日> A1校(大阪)－B校(東京)  
A2校(大阪)－C校(鹿児島)  
B校(東京)－C校(鹿児島)

<第2日> A1校(大阪)－C校(鹿児島)  
A2校(大阪)－B校(東京)  
B校(東京)－C校(鹿児島)

#### [悪い例]

##### ① 沖縄・E球場で開催

A1校(大阪)－B校(東京)  
A1校(大阪)－D校(秋田)

##### ②大阪・A1校グラウンドで開催

B校(東京)－C校(鹿児島)  
B校(東京)－D校(秋田)  
C校(鹿児島)－D校(秋田)